

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
食品規格部会

日時 令和4年12月26日(月)  
16:00～  
場所 厚生労働省専用第14会議室  
開催形式 Web会議

○田中室長           では定刻を少し過ぎましたが、ただいまから薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会を開催いたします。本日の会議はオンライン会議として実施させていただきます。委員の皆様におかれましては、事前の接続テストなどの御協力ありがとうございました。本日はどうぞよろしくお願いたします。なお傍聴につきましては、報道関係者のみ事務局設置場所で可能としております。後日、議事録を公開するという扱いにしています。

審議に入るまでの間、事務局にて議事を進行させていただきます。まずオンライン会議に当たりまして、留意事項を御説明します。

(オンライン不具合の発生)

○田中室長           すみません、ちょっと音声のほうを確認しますので、今しばらくお待ちください。申し訳ございません。

(オンライン不具合の調整)

○田中室長           ありがとうございます。では、続けさせていただきます。オンライン会議ですので、注意事項を幾つか御説明いたします。発言状況を把握しやすいようにするために、できる限り先生方のカメラ機能をオンにさせていただくようお願いいたします。発言者以外はマイクをミュートにしておいていただくようお願いいたします。

発言をされる場合にはメッセージ機能によりまして、発言がありますということをお知らせください。それを確認しましたら座長か事務局のほうで指名をさせていただきます。指名をされた先生におかれては、ミュート機能を解除してから御発言をお願いいたします。その際にお名前を最初におっしゃっていただくようお願いいたします。発言が終わりましたら、以上ですということをお話してください。発言が終わりましたら、再度ミュートに戻していただくようお願いいたします。また決議の際にはメッセージ機能で意思表示をお願いすることを予定しています。留意事項は以上です。

続きまして、委員の御出席の状況ですが、本日は部会委員 13 名全員御出席いただいております、部会が成立していることを御報告申し上げます。

次に、部会委員の異動について御報告します。令和3年1月に部会委員の改選がありまして、金沢大学ナノ生命科学研究so薬物代謝安全性学研究室の中島美紀委員が本部会委員に着任されております。中島委員、一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

○中島委員           金沢大学ナノ生命科学研究soの中島と申します。よろしくお願いたします。もともと薬学の出身で、金沢大学の薬学系も兼任しています。食品規格部会のほかには農薬・動物用医薬品部会でもお世話になっているほか、

内閣府の食品安全委員会の農薬専門調査会でもお世話になっております。薬物代謝や動物体内動態を専門としています。お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中室長 どうもありがとうございました。続きまして事務局にも異動がありましたので紹介いたします。本年6月28日付けで食品基準審査課長の近藤が着任しております。

○近藤課長 先生方いつも大変お世話になります。食品基準審査課長近藤です。よろしくお願いいたします。

○田中室長 またその他の事務局ですが、飯塚専門官、野中主査、瀬浪係員と、私田中と申します。よろしくお願いいたします。それではこの後議事に入らせていただきます。以後の進行は、五十君部会長にお願いいたします。五十君部会長、改めてよろしくお願いいたします。

○五十君部会長 はい、五十君でございます。皆さん年末のお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。今回はWeb開催ということですので、先ほどのように不慮のトラブル等が発生することがありますことを御了承いただきたいと思っております。無事に進行できますよう、御協力よろしくお願いいたします。

それでは本日の審議、よろしくお願いいたします。まず事務局から、配布資料の確認をお願いします。

○田中室長 事務局から資料確認をさせていただきます。本日の部会は事前に御用意いただいているかと存じますが、議事次第と委員名簿、あと資料1-1、1-2、1-3、1-4、資料2、参考資料がありまして、参考資料が16点入っています。御不明な点がありましたら、お知らせくださいますようお願いいたします。

○五十君部会長 資料はよろしいでしょうか。それでは審議に入る前に事務局から、本日の部会の審議事項に関する利益相反の確認結果につきまして、御報告をお願いします。

○田中室長 本日の部会におきましては、利益相反確認の対象はありませんので、本部会に参加できない委員、また議決に参加できない委員がいないことを確認しています。

○五十君部会長 ありがとうございます。それでは審議事項、「清涼飲料水の規格基準の改正」に関して事務局より説明をお願いします。資料1をお手元に御準備いただきたいと思っております。

○事務局 それでは資料1-1から1-4について御説明いたします。まず今回1つ目の議題ですが、清涼飲料水の規格基準の改正についてです。まず経緯です。これまでも当部会でいろいろ御議論いただいておりますが、ミネ

ラルウォーターについては、平成 14 年のコーデックス委員会におけるナチュラルミネラルウォーター等の規格の設定や、我が国の水道法の水質基準改正の動きを受け、当部会で御審議いただき、平成 15 年の食品安全委員会の発足とともに諮問した化学物質について、食品健康影響評価の結果が得られたものについて、順次御審議いただき規格基準の改正を行っているところです。

今般、新たに食品安全委員会から答申があった鉛に係る清涼飲料水の規格基準の改正について、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会議長宛てに、令和 4 年 12 月 16 日付けで諮問させていただいたところです。今回、食品安全委員会の食品健康影響評価が終了した鉛について、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」と、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、平成 22 年 12 月 14 日に開催された当部会において決定をされている「ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について」も考慮しつつ、2 ページ目の別紙のとおり基準値案に設定することを御審議いただきたいと思います。

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものを行うものということで、成分規格上分かれていますので、それぞれの表を作成しています。現行の基準値が 0.05mg/L を改正案としては、いずれも 0.01mg/L に見直すことを考えています。この基準値案の根拠については、資料 1-2 から資料 1-4 で記載していますが、その前に基準値設定の原則について、これまでの部会でも御説明していますが、改めて御説明いたします。

参考資料 1-1 を御覧ください。こちらが先ほど少し触れましたが、平成 22 年 12 月に当部会で決定されたものです。ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等についてということで、成分規格の設定に係る基本方針や、設定方針等の原則的な考え方を取りまとめているものです。

I に基本方針があり、II から成分規格の設定の具体的な方針が記載されています。まず、II のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格設定方針です。本日御審議いただく部分で該当する箇所は、まず項目の選定として、1 の(1)健康関連項目の①の部分です。水質基準及び水質基準を補完する意味で水道水に関して設定されている水質管理目標において、人の健康の保護の観点からの評価値に基づき、基準値等が設定されている項目のうち、水質基準とされている項目については、成分規格の項目として選定するということです。鉛については水道水の水質基

準が設定されていることから、①に該当します。

次のページ、2の基準値の設定です。(1)健康関連項目の①が基準値設定の内容としては該当します。基準値の設定の基本的な考えとしては、耐容一日摂取量などの健康影響の指標値の有無に基づき設定することとします。次のページのⅢ、ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無)の成分規格設定方針ですが、原則としてコーデックスのナチュラルミネラルウォーターの規格に準拠して、成分規格に設定する項目の選定と基準値の設定等を行うこととしています。こちらを踏まえて今回の基準値案に関しての御説明になります。

資料1-2を御覧ください。まず、殺菌・除菌を行わないものです。こちらについてはコーデックスナチュラルミネラルウォーターの規格を基本的に採用してはどうかというものです。向かって左側から2つ目に、食品安全委員会の評価結果の概要を記載しています。鉛についてはTDI等の健康影響に基づく指標値が設定されておりません。

理由としましては※に記載していますように、これまでの疫学研究による知見を総合的に判断すると、血中濃度1~2 $\mu$ g/dL程度であっても、小児の神経行動学的発達や成人の腎機能などに何らかの影響がある可能性が示唆されましたが、影響によっては、複数の疫学研究で一貫した結果がないことや、鉛ばく露と観察された影響との因果関係を推定するための証拠が不十分であること、観察された影響の临床上あるいは公衆衛生上の意義が不明確であることなどの理由から、現時点では、疫学研究データを用いて有害影響を及ぼさない血中鉛濃度を導き出すことは困難であると判断されました。

ただし疫学研究の結果から、何らかの影響が示唆される血中鉛濃度1~2 $\mu$ g/dLが、我が国における平均的な血中鉛濃度1 $\mu$ g/dL程度である、あるいはそれ以下であると考えられることから、今後も鉛ばく露低減のための取組が必要であるとしています。

一方、左から3つ目の水道法の水質基準については、平成15年に0.01mg/L以下としていますが、今回の評価結果を踏まえた見直しは行われていません。またコーデックス規格では0.01mg/Lとなっています。

続きまして資料1-3を御覧ください。こちらはミネラルウォーター類の殺菌・除菌を行うものです。こちらには基本的には水道法の水質基準を参照しながら検討していこうという内容になっています。先ほど御説明しましたが、水質基準は0.01mg/L以下とあり、WHOの飲料水水質ガイドラインでも0.01mg/Lとなっています。

続いて資料1-4を御覧ください。こちらはミネラルウォーター類中の

鉛の含有濃度実態調査結果になります。平成 28 年度及び平成 30 年度に国内に流通する国産、外国産ミネラルウォーター約 300 製品を対象に、鉛の含有濃度調査を実施したところ、今回の基準値案 0.01mg/L を超える製品は 1 例もありませんでした。

資料 1-1 に戻ってください。こちらの最後の所に今後の対応を記載していますが、今回の基準値案については、食品健康影響評価を踏まえて行っているものですので、新たに評価依頼を行うものではなく、今回、この基準値案を当部会で御了承いただいた場合においては、パブリックコメント等の所要の手続きを経て、告示の改正手続きを進めたいと考えています。事務局からの説明は以上です。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○五十君部会長 ご説明ありがとうございます。ただいま事務局から、資料 1-1 から 1-4、「清涼飲料水の規格基準の改正について」に基づき、清涼飲料水中の規格基準の改正について御説明いただきました。内容としましては、ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行わないもの及び行うものの鉛について、現行の基準値の 0.05mg/L から基準値案の 0.01mg/L に改正するということですが、この件に関しまして委員の皆様から御質問、御意見等がありましたらお願いします。Web からの参加ですので、「手を挙げる」という所があります。そちらで意思表示をしていただき、こちらから御指名させていただきたいと思えます。いかがでしょうか。御質問等あるいはコメントでも構いませんお願いします。特に御質問等はありませんか。もし、ないようでしたら、リアクションから合図を送っていただきますと確認ができますが、いかがでしょうか。二村委員、皆様ありがとうございます。では、特に御質問等はないということよろしいですね。

○田中室長 もし、御意見等がないということで、これで今回の御審議がよろしいということであれば、できましたら「異議なし」ということを表記いただいて、事務局で改めてカウントさせていただければと思います。可能でしょうか。

○五十君部会長 分かりました。それでは、ミーティングチャットのほうがよろしいですか。特に御質問、御意見がないということで御了承いただける場合は、「異議なし」とチャットに入力いただけますか。今、事務局で確認しております。よろしいですか。それでは、異議なしという御意見が多数ということで、清涼飲料水の規格基準の改正については、事務局案を了承するというにしたいと思えます。御協力ありがとうございます。

それでは、次にまいりたいと思えます。今後の予定について、事務局よ

り説明をお願いします。

○田中室長 本日の御審議の結果を踏まえて部会報告書を取りまとめて、部会長に御確認いただいた上で、パブリックコメント、WTO通報等必要な手続きに入らせていただきます。また、食品衛生分科会における審議事項に該当いたしますので、分科会において御審議いただく予定です。以上です。

○五十君部会長 本日の議論のうち、審議事項は以上です。

続いて、報告事項ですが、「食品中の鉛について」を事務局より説明をお願いします。

○事務局 報告事項として、議題(2)の「食品中の鉛について」を御説明いたします。今回、食品安全委員会からの答申においては、清涼飲料水だけではなく食品全般に係る食品健康影響評価を実施しており、食品全体における鉛ばく露低減に関する答申となっています。背景ですが、そもそも鉛に関しては、環境中に広く分布するものでして、ばく露経路としては、食事以外にも大気、土壌及び室内粉塵等の幅広い媒体からばく露を受けていると考えられております。先ほど議題(1)の審議事項でも御説明しましたが、今回の食品健康影響評価においては、知見の不確実性などから、現時点では有害影響を及ぼさない血中鉛濃度を導き出すことは困難ということで、また血中鉛濃度を食事からの鉛摂取量に換算できなかったというところ です。

我が国においても、鉛ばく露の低減のために、有鉛ガソリンの使用規制や、鉛フリー缶への切り替え等様々な対策が講じられており、今回、マーケットバスケット法によるトータルダイエツトスタディーの結果を図に示しています。食品からの鉛の推定一日摂取量が、1978年には100 $\mu$ g/日以上でしたが、年々、減少傾向にあり、近年の報告では一日当たり約2~9 $\mu$ g/日となっています。

2ページ目を御覧ください。鉛全体のばく露低減に対する食品からの摂取量低減の寄与は明確ではありませんが、食品からの摂取量低減に係る方策の一つとして、食品の規格基準の設定が国際的にも採用されていることから、我が国でも今回の食品健康影響評価を踏まえ、規格基準の設定を検討する必要があると考えています。続いて10行目、「2. 我が国における各食品群の寄与及び含有濃度実態について」とありますが、実際に、具体的にどの食品群から鉛の摂取量の寄与が大きいのかということ です。食品健康影響評価結果においては、特定の食品群からの寄与が大きいという傾向はみられなかったとされています。先ほどのトータルダイエツトスタディーの結果に基づくものなのですが、円グラフに示したように、「米及びその加工品」、「その他の野菜・海草類」及び

「雑穀・芋」で、食品の鉛の摂取量全体の46%を占めています。

では、実際にどのような食品から鉛が検出されているのかということについて、農林水産省と厚生労働省が実施している汚染実態調査に関して御説明いたします。まず、2ページ目の25行目、農林水産省が実施した鉛含有調査結果について、先ほど円グラフでお示しした寄与の高い順番で、「米及びその加工品」、「その他の野菜・海草類」、「雑穀・芋」これらの順に、実際に実施した品目をそれぞれ当てはめてみました。3ページ目を御覧ください。まず①の「米及びその加工品」ですが、玄米を対象品目として600検体を分析したところ、97%が定量下限未満であったということです。実際に検出した場合に、どの程度の検出濃度かということについては、最大値を表に記載しております。これ以降、「その他の野菜・海草類」、「雑穀・芋」についても、同様に表に整理しております。おおむね定量下限未満がほとんどを占めているというところ です。

ページが飛びますが、5ページ目を御覧ください。6行目、厚生労働省が実施した鉛含有調査の内容を記載しております。平成19年度に、加工食品中の鉛汚染実態調査を実施し、平成20年の食品規格部会にて示しているものでして、詳細は参考資料2-2に示しています。また、毎年度公表している食品中の残留農薬等検査結果というものがありますが、国内流通品については地方自治体、輸入食品については検疫所が監視指導モニタリング計画に基づいて実施しているものでして、その結果が厚生労働省に上がってきて、対外的に公表しているものです。詳細は参考資料2-3に示しています。

続いて11行目、「3. 国内及び諸外国などにおける食品中の鉛に対する規制状況等」です。実際に鉛の規制が国内外でどのようになっているかを整理しました。まず日本です。一部の農産物については、残留農薬の基準として基準値が置かれております。また、先ほど清涼飲料水の規格基準の改正でも御説明いたしましたが、ミネラルウォーターについても現行の基準値があるといったところです。続いて、6ページ目の10行目、コーデックス規格です。コーデックスにおいては、鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範や、食品の汚染を低減するための発生源対策に関する実施規範が提示されており、ごく簡単に概要を記載しております。実際にコーデックス規格基準ではどのようになっているかということについては、27行目の③の基準値の項に表で整理しており様々な品目に対してコーデックス規格が設定されていることが分かります。

8ページ目です。(3)のWHOです。先ほど御説明したWHOの飲料水

のガイドライン値、(4)米国の規制として、表に示したとおり、(5) EUについては、アメリカよりも多くの品目について規格基準が定められています。10 ページ目、「食品衛生法の規格基準における対応の方向性について」です。鉛ばく露低減に係る規格基準の検討ということですが、今後、検討する上で、現時点での事務局としての考えを整理させていただきました。まず、食品中の汚染物質の規格基準を設定するに当たっては、平成 20 年の規格部会の決定事項に基本的な考え方が示されています。基本的には、コーデックス規格が定められているものについては、我が国についてもコーデックス規格を採用するということです。今回、鉛の食品群別の寄与率では、先ほど食品群別の寄与の所で示したとおり、特定の食品群からの寄与が大きいという傾向はみられないのですが、ある一定程度の寄与が認められている「米及びその加工品」、「その他の野菜・海草類」及び「雑穀・芋」これらの食品群に対して、低減対策として規格基準の設定等を検討することもひとつと考えています。

一方で、含有濃度実態調査の結果については、多くの食品群について定量下限未満の試料数が大部分を占めているところを踏まえ、コーデックス規格を一律に採用するという事になった場合でも、鉛摂取量の低減効果は低いということが想定されていると考えています。今後、規格基準を検討するに当たって、鉛の効果的な摂取量低減を図ろうとする場合には、ALARAの原則、「合理的に達成可能な範囲でできる限り低くする」という考え方にに基づき、規格基準を検討する必要がありますが、そのためには、今回の汚染実態調査は一部のデータであることや含有濃度実態として実際に検出されている濃度も低濃度であることから、分析の可能性、経口ばく露評価による規格基準の摂取量低減効果というものを考慮する必要があると考えています。したがって、現時点では更なる汚染実態の把握に努めるとともに、分析法の調査研究というところにも着手する必要があると考えています。説明は以上でございます。

○五十君部会長 御説明ありがとうございました。ただいまの事務局からの御報告につきまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。それでは、二村委員からお願いします。

○二村委員 御説明ありがとうございました。私からは、少し気付いた点を何点か申し上げたいと思います。まず、資料の 4～5 ページで、食品ごとに調査していただいています、5 ページ目にある果実の缶詰の溶出量の値が多いことに気付きました。これは国内の調査だと理解はしたのですが、果実の缶詰等については輸入品も結構あるかと思いましたが、輸入品の調査等も、今後行うべきではないかと思いました。

それから、容器包装の方で、規格が定められているのだと思うのですが、それにもかかわらず、思ったより国内での缶詰の値が高いのではないかと。だとすると、規格のほうが現状に合っていない可能性があるのではないかと思った点が2つ目。ですので、実態調査等を踏まえて、内容物と容器包装のどちらで対策を行うのがよいのか、検討していただく必要があるのではないかと思います。

それから、初めに申し上げた輸入品の調査等を行うべきではないかということに関連して、国内での国民のばく露量の低減も重要なのですが、海外で違反となるような食品が日本で取り締まれないことになると問題だと思しますので、調査と合わせて御検討いただければと思います。以上です。

○五十君部会長 ありがとうございます。事務局、今のコメントに対して、何かありますか。

○事務局 御指摘、ありがとうございます。まず、1点目の缶詰に関して、農林水産省で実施した汚染実態調査において比較的高い濃度が検出されているのですが、輸入食品の実態については、なかなか把握できておりません。そういったところ、実態把握に努めたいと考えております。2点目の海外において違反が出た場合ですが、実際に、現状規制がない中で、余りにも高濃度で検出されたことが確認された場合については、食品衛生法上第6条第2項の適用ができるものと考えております。いずれにしても、輸入監視業務で対応できると考えております。

○五十君部会長 二村委員、よろしいですか。

○二村委員 ありがとうございます。引き続き、特に国外のものなどはこれからになるかと思いますが、調査していただければと思います。

○五十君部会長 今回の資料の中にもありましたように、日本の鉛の推定の1日摂取量が、この40年の間にいろいろな規制等で急激に下がってきている状況を鑑みますと、やはり、海外の状況を考慮する必要があると思われれます。輸入食品等の実態調査は非常に重要になると思しますので、その辺りの検討をお願いしたいと思います。続きまして、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 ありがとうございます。私のコメントは、何かで濃度が高くなるというものではなく、自然の状態に関してということになります。日本人が自然の放射線をどれぐらい自然界から被ばくしているかという調査があり、その中に食品もあります。それで、日本人は世界の平均に比べて食品からの自然被ばくが多いとされています。それは何かというと、魚介類に含まれる鉛210やポロニウムと呼ばれるいわゆる自然の放射性物質が魚介類、特に内臓を含むようなものに多いと言われております。

そこで、少しこの辺も参考の文献に加えていただいて、もちろん、起源は違うのですが、一般的にどういうものが高いのかはデータとして使えらると思うので、参照して、余り矛盾がない形でまとめていただければと思います。直近では、原子力安全研究協会という所が2020年に「生活環境放射線」という資料をまとめていて、この中に日本人の自然被ばくの話が出てきますので、この辺りを参照していただければいいかと思います。以上です。

○五十君部会長 ありがとうございます。事務局、ただいまのコメントについて、何かありますか。

○事務局 貴重な御意見、ありがとうございます。参考とさせていただきます。

○五十君部会長 先ほどの資料の中の、マーケットバスケット方式による調査結果に基づく食品別の寄与率の所で、魚介類は8%程度と食品安全委員会から報告されております。この寄与率やその他を考慮に入れ、今の御意見を参考に検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。吉田委員、よろしいでしょうか。

○吉田委員 それで結構です。ありがとうございます。

○五十君部会長 御意見をありがとうございました。そのほか、コメントあるいは御意見等はありませんでしょうか。畝山委員、どうぞ。

○畝山委員 ありがとうございます。聞こえますか。

○五十君部会長 よく聞こえております。

○畝山委員 食品規格部会への意見というわけではないのですが、汚染物質の規格基準設定に関して、そもそも鉛やヒ素など、非常に難しいものが多いですよ。それなのに、厚生労働省のリソースが余りにも足りなさすぎること、これを最後に強調しておきたいと思い、意見を言います。もともと食品の安全行政というものは、リスクに基づいて、そのリスクの大きいほうにより多くのリソースを割いて管理していこうという考え方からすると、農薬や添加物などよりも、汚染物質は非常に難しく、リスクも高い。なのに、リソースが全然割かれていないのが現状で、そこは非常に問題です。厚生労働省が悪いわけではないのですが、日本の食品安全行政にとって大きな課題だと思っています。食品の基準を決めるにせよ、決めないにせよ、あるいはリスクコミュニケーションをやるにせよ、国際対応もしていくことを考えると、今の人員ではとても足りないの、それを増やしていくことを目指してほしいと思います。以上です。

○五十君部会長 大変貴重な、全体に関わるような御意見だと思います。事務局、いかがでしょうか。

○近藤課長 事務局の近藤です。畝山先生、貴重な御意見、叱咤激励を頂きましてあ

りがとうございます。汚染物質のリスク管理という意味で言いますと、基準を作る厚生労働省はもちろんですが、関係省庁と連携を取りながら、限られた中でのリソース配分を考えながらしっかりと進めていきたいと思っております。貴重な御意見をありがとうございました。

○五十君部会長 畝山委員、よろしいですか。了承ということですか。そのほか、委員の皆様から御意見等がありますか。よろしいですか。それでは、私から、ただいまの資料の中に国内の汚染実態調査等がありました。検出限界値が場合によってはコーデックスの基準よりも高くなっています。恐らく、こういった試験法は検討が必要です。少なくともコーデックスの基準を確認できる試験法を提案していただいて、将来的には、国際スタンダードであるコーデックス基準との整合性が望ましいと思っております。その点を御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○近藤課長 はい、承知しました。

○五十君部会長 そのほかの委員の皆様から御意見はありますか。よろしいですか。ありがとうございました。食品中の鉛につきましては、今後、事務局で情報収集等を行い、その結果を踏まえ、再度、当部会にて議論するとのことですので、事務局で準備を進めていただくよう、お願いします。

それでは、事務局からほかにありますか。

○田中室長 次回の部会の開催日時については、また後日、事務局から御連絡をさせていただきます。事務局からは以上です。

○五十君部会長 ありがとうございました。それでは、Web会議でしたが、何とか無事、終了することができたと思っております。本日の議事関連は、これで終了です。以上をもちまして、本日の食品規格部会を終了いたします。委員の皆様のご協力、ありがとうございました。